

はじめに

議会への対応は、選挙管理委員会事務局職員の大切な役割の一つです。その中でも特に、自治体の理事者として行う議会答弁は重要度が高く、答弁の内容次第では、政策の方向や議会の意思決定を左右するなど、その後の自治体の行政運営にも影響を及ぼしてしまうと言っても過言ではありません。近年では、インターネット選挙運動解禁や選挙権年齢の引き下げなどをはじめ投票環境の向上に係る公職選挙法の改正が相次いだこと、加えて若年層を中心にした投票率の低下傾向が問題視されていることなどから、選挙関連の質問・質疑が行われることがこれまでになく増え、それに対する答弁の重要度とともに答弁内容に対し有権者の皆様からの注目も集まっています。より活発で有意義な議論を行い、適切な政策決定を促すためにも、選挙管理委員会事務局職員には、議員の質問意図を正しく読み取って的確に答弁するスキルがこれまで以上に求められるようになっているのです。

しかし、答弁の形式や内容について、法律で特に制限されているわけでもなく、答弁書の作成についても公的な指針やルール、マニュアルが必ずしも整備されているとは限りません。したがって、答弁書の作成について体系的な研修等を行っている自治体は少なく、選挙管理委員会事務局においても、作成担当の職員が過去の答弁を参考に試行錯誤しながら自己流で答弁書を作成しているケースがほとんどでしょう。このため、私自身もそうでしたが、初めて議会対応を

担当することになった事務局職員の中には、答弁書の作成について「どうやって準備をすればいいのかわからない」「書き方がわからない」「何をどのように盛り込めばよいのかわからない」といった悩みや疑問、苦手意識を持っている人も少なくありません。

そこで本書では、私の経験なども踏まえ、選挙関連の質問・質疑に対する答弁書の書き方について知っておくべき基本事項を改めて整理するとともに、事前準備や書き方のポイントを詳しく解説、実際に各地の議会で行われた質問や質疑・答弁をもとに作成した答弁書の例を網羅的ではありませんがテーマ別に紹介しています。本書が選挙管理委員会事務局の皆様にとって、議会对応の要である答弁書のよりスムーズな作成の一助となり、各自治体の議会における有意義かつ活発な議論展開と選挙行政の推進に多少なりとも役立てていただくことができれば幸いです。

最後に、本書を編集するに当たり、これまで適正な選挙執行に携わってきた長年の友人で、2018年3月まで船橋市選挙管理委員会事務局長を務めた廣井 孝一氏には、答弁例の収集その他で多大な御協力をいただきました。この場をお借りして、感謝の意を表する次第です。

2018年8月

一般社団法人 選挙制度実務研究会
代表理事 小島 勇人

目 次

第1章 答弁書作成の基本

1. 答弁書とは? 10
2. 答弁書の作成者 11
3. 答弁書作成のスケジュール 12
4. 答弁書作成の流れ 13

第2章 答弁書の書き方

1. 答弁書の構成 18
2. 一括質問に対する答弁書の構成 20
3. 読み上げやすさ・わかりやすさへの配慮 22

第3章 質問テーマ別 議会答弁例集

1. 主な質問テーマ 28
2. 質問テーマ別 議会答弁例集 29
 - (1) 選挙管理委員会の業務・事業に関する質問 29
 - ① 選挙管理委員会の理事者紹介と事業概要について 30
 - ② 選挙管理委員会の役割・職務について 32
 - ③ 選挙管理委員会が取り組む行政改革について 34
 - ④ 選挙の公正を守るための選挙管理委員会の対応について 35

(2) 投票率に関する質問	36
① 投票率低下の理由と啓発活動について	37
② 若年層の投票率低下について	38
③ 投票率向上の目的について	40
(3) 若年層への啓発・主権者教育に関する質問	41
① 若者の投票率向上に向けての意気込みについて	41
② 選挙公報の市ホームページへの掲載について	43
③ 高校生への啓発事業について	44
④ 学校における選挙運動について	45
⑤ 18歳選挙権と家族の投票行動について	47
⑥ 投票所に有権者が同伴した子供への主権者教育について	49
⑦ 若年層への啓発について	50
⑧ 18歳、19歳の投票率の維持について	52
(4) 公職選挙法に関する質問	54
① 政治団体による公職選挙法違反の疑いについて	54
② 市長選挙に係る公職選挙法違反の疑いについて	56
③ 衆議院議員総選挙における公職選挙法違反事件について	57
④ 事前運動について	59
⑤ 民生委員の選挙運動について	60

⑥ インターネットを使った選挙運動について……………	61
⑦ 選挙期間中における公営施設の個人演説会使用に ついて……………	63
⑧ 帰化して日本国籍を取得した者に係る選挙権取得に ついて……………	64
(5) 投票環境の向上方策等に関する質問……………	65
① 期日前投票所の増設について……………	66
② 共通投票所の設置、期日前投票時間の拡大について ……	67
③ 期日前投票の際の宣誓書について……………	68
④ 高齢者と障害者に配慮した投票環境の整備について…	70
⑤ 若い世代に配慮した投票環境の整備について……………	71
⑥ 投票所内での障害者への対応について……………	72
⑦ ポスター掲示場の掲示位置と候補者氏名等掲示の 掲載順序が相違することについて……………	74
(6) 選挙の管理執行事務に関する質問……………	76
① 衆議院小選挙区の区割り見直しが行われた場合の 選挙の管理執行について……………	76
② 投票区について……………	79
③ 投票区の分割について……………	81
④ 県議会議員選挙、市議会議員選挙の執行経費に ついて……………	82

⑤ 市長選挙と市議会議員補欠選挙との同時選挙の経費について	85
⑥ 市長選挙の周知・広報の費用対効果について	85
⑦ 週休日振替による時間外勤務手当節減について	86
⑧ 視覚障害者に対する情報提供について	88
⑨ 選挙公報の発行について	88
⑩ ポスター掲示板について	91
⑪ ポスター掲示場設置漏れ、投票用紙の二重交付について	92
⑫ 投票所入場券の配達について	94
⑬ 不在者投票の執行について	96
⑭ 不在者投票の投票事務について	98
⑮ 不在者投票送致漏れについて	99
⑯ 不在者投票に関する苦情について	101
⑰ 選挙期間中に災害が起きた場合の対応について	103
⑱ 投票所に関する有権者からの要望への対応について	105
⑲ 開票立会人の選任、不在者投票の公正確保について	106
⑳ 開票管理者と事務局の関係について	108
㉑ 開票作業の時間短縮について	109
㉒ 投票用紙読み取り分類機の導入について	111
㉓ 開票結果の確定の遅れについて	113
㉔ 当選無効を求める異議申出について	114
㉕ 市長選挙での公費負担の不正受給について	115

— 凡 例 —

- ・本書に掲載している答弁の内容は、当研究会の見解に基づくものです。
- ・本書に掲載している答弁は、各地の市議会等で行われた答弁をもとに当研究会が独自に編集したものであり、実際の答弁ではありません。
- ・わかりやすい表現とするため、質問・質疑・答弁の内容に直接影響が及ばないものの一部を省略している場合があります。

第1章

答弁書作成の基本

1. 答弁書とは？

答弁書とは、会派や議員から通告された質問に対し、行政側が議会において答弁するための原稿のことをいいます。一般的に、答弁には代表質問や一般質問など本会議における答弁と常任委員会や特別委員会、議会運営委員会における答弁があり、それぞれ次のような違いがあります。

① 本会議答弁…質問内容の事前通告が前提

本会議答弁とは、文字どおり議会の本会議で行われる答弁のことで、会派の代表を務める議員からの代表質問、議員からの一般質問や議案質疑に行政側が答えることを指します。このうち、最も多いのが一般質問で、一般質問の内容は、事前に議員から行政側に通告されるのが通例です。通告の内容は、質問の項目だけが示される場合や質問全文が示される場合など、自治体によって異なります。行政側は通告をもとに答弁書を作成し、議会当日はそれに基づき質問に答えます。一般質問では、議員が事前に通告した質問以外の質問をしないのが慣例となっています。代表質問についてもほぼ一般質問と同様な流れです。

「質問」と「質疑」には次のような違いがあります。

<質問と質疑の違い>

質問	議員が行政全般について、行政側に現状や方針、見通しを問うこと
質疑	議員が議案についての疑問や懸念を行政側に質すこと

「質問」と「質疑」では目的が異なるので、答弁書の書き方も異なります。「質問」に対しては自治体の考え方や行政運営の方向性を、「質疑」に対しては行政側による法令や条例解釈、議案となっている政策の意図などを明確に示す必要があります。

② 委員会答弁…質問内容の事前通告は一般に行われない

委員会答弁とは、議会の常任委員会や特別委員会、議会運営委員会で行われる答弁のことで、本会議答弁とは違って、質問内容の事前通告は原則として行われません。したがって、委員会答弁では答弁書を事前に用意せず、その場で質問に答えるのが一般的です。ただ、この場合でも、あらかじめ想定される質問をピックアップして選挙関係の基本想定問答を作成して備えておくとういでしょう。

2. 答弁書の作成者

答弁書の作成者に明確な法の規定ではなく、自治体によって担当課長が作成するケース、課長補佐や係長が作成するケースなど様々です。県や政令指定都市など規模の大きな自治体では、答弁書作成に当たって会議や打ち合わせが行われることもありますが、一般的な市町村では、「課長又は係長などが答弁書の案を作成→選挙管理委員会事務局長が確認・修正→選挙管理委員会委員長又は首長への説明・承認」という流れで準備が進みます。

3. 答弁書作成のスケジュール

答弁書作成のスケジュールについても、特に法の規定などによる制限はなく、各自治体の取り決めや長年の慣習に従って作成が進められます。したがって、答弁書作成をいつから始めるのか、答弁までの日数はどのくらい確保されているのかなども、自治体によって様々です。

また、質問内容の事前通告についても、本会議開会前に通告がある自治体もあれば、開会後に通告がある自治体もあります。いずれの場合も、事前通告を受けたら、答弁までにどのくらいの準備期間を確保できるのかをすぐに確認し、速やかに答弁書の作成に着手することになります。

例えば、神奈川県A市の平成30年2月定例会では、本会議開会の6日後の2月19日が代表質問発言通告の締切日となっていました。そして26日と27日に各党の代表質問が行われています。つまり、代表質問の内容が議員から行政側に通告されてから、答弁までの間は7日～8日。その間に、行政側で答弁書を用意することになります。

<神奈川県A市議会 平成30年2月定例会の日程（一部抜粋）>

2月13日（火）	本会議1日目 開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、市長「平成30年度施政方針」、局長提案説明、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、散会
2月19日（月）	代表質問発言通告締切日
2月26日（月）	本会議2日目 再開、代表質問（甲党、乙党）、延会

2月27日(火)	本会議3日目 再開、代表質問(丙党、丁党)、予算審査特別委員会設置、当初予算議案付託、委員会付託(請願・陳情を含む)、追加議案に対する議事、散会(予算審査特別委員会発言通告締切日午後1時)
----------	--

4. 答弁書作成の流れ

続いて、最も作成する機会の多い一般質問の答弁書作成の流れを説明します。議員からの質問内容の通告→答弁書作成→答弁までの具体的な流れと注意点は、以下のとおりです。

① ヒアリングの準備

一般質問の内容が通告されたら、すぐに選挙管理委員会が回答すべき質問の有無を確認します。選挙管理委員会のみならず他部署とも関連がある質問の場合は、該当する部署の担当者と連携して答弁書の準備をする体制を整えます。そして、できるだけ早く質問者である議員にアポイントを取り、ヒアリングを行います。ヒアリングでは質問する議員から聞くべきことを漏れなく聞き取れるように、必ず複数の職員で対応し、次のような準備をしておくといでしょう。

<ヒアリング前の準備>

- ・質問に関係する資料を揃えておく(例：直近の選挙の投票率のデータなど)。
- ・過去の答弁の中に類似のものがないか確認し、あればコピーなど

③ 選挙管理委員会が取り組む行政改革について

<質問>

選挙管理委員会では、どのような行政改革に取り組んでいるのですか。例えば、先の選挙で投票所が混雑した事例がありました。再発を防ぐためにどのような予防策を講じるのでしょうか。

<答弁>

選挙管理委員会が取り組んでいる行政改革についてお答えします。

まず、投開票事務の経費を削減するため、平成〇年4月の統一地方選挙より、期日前投票所の投票管理者として職員OBを活用するとともに、人材派遣職員を大幅に増やし、投開票事務に約450人を採用しました。これにより、投票所の従事者の約半分が民間人となっております。また、本年3月の知事選挙からは、投票所の従事者配置基準の見直しをして、有権者4,000人未満の57投票所では「調査係」を事務主任等の兼務といたしました。これらの経費削減効果は、約1,250万円でございます。

次に投票所内の混雑解消策についてですが、8月に行われた衆議院議員総選挙では、ちょうど夏休み中であったことから体育館の耐震工事を行っている学校も多く、計19の投票所が体育館から図書館や多目的室などへ変更を余儀なくされ、結果として名簿対照業務などに支障をきたしました。

また、変更がなかった投票所でも、同時に3つの選挙の投票があったことや台風11号の影響で、時間帯によっては選挙人が集中したた

め名簿対照の受付が渋滞し、選挙人の皆様に御迷惑をおかけする結果となりました。

今後は、投票所受付での待ち時間を短縮して選挙人がスムーズに投票できるように、既に期日前投票所で活用している投票所入場券のバーコードによる名簿対照システムを当日投票所にも導入するなどの対応策を講じて参ります。以上でございます。

④ 選挙の公正を守るための選挙管理委員会の対応について

<質問>

選挙管理委員会事務局長に伺います。

民主主義社会においては、選挙が公正に行われることが何よりも重要です。選挙管理委員会は、選挙の公正を守るために、どのような対応をしているのですか。

<答弁>

選挙の公正を守るための具体的な対応についての御質問にお答えします。

選挙管理委員会は、公職選挙法第6条第1項の規定により、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって、公明かつ適正に行われることを確保するため、あらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める。特に選挙に際しては、投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知することが責務とされております。

そこで当委員会では、毎年、明るい選挙推進事業計画を策定し、公職選挙法の周知徹底、明るくきれいな選挙の推進、投票総参加の推進などを重点目標として、明るい選挙の推進事業を行っています。事業の具体的内容は、話し合い学習、白バラ講座などの各種講演会の開催、市民祭りや区民祭りにおける啓発活動、寄附禁止や改正公職選挙法のあらましに関する資料など各種啓発資料の配布や説明、広報紙の発行、チラシによる啓発などでございます。

また、選挙時には、その都度、臨時、いわゆる選挙時啓発事業計画を策定し、選挙がルールに従って明るく正しく行われるよう啓発を行っています。今回の統一地方選挙でも、明るい選挙の協力依頼文を作成し、立候補予定の方々に明るくきれいな選挙の呼び掛けを行いました。さらに、街頭啓発等でも、明るくきれいな選挙の呼び掛けをしております。

今後も、公職選挙法や政治資金規正法等が定める各種制度やルールについて、あらゆる機会を通じて周知して参ります。以上でございます。

(2) 投票率に関する質問

POINT

- 投票率の低下を問題視し、その原因や今後の対策について聞かれることが多い。
- 当日投票率、期日前投票率など選挙に関するデータの数値は必ず確認すること。答弁に盛り込めない数値についても念のため調

べて手元に置いておくこと。

- 投票率向上のための啓発活動の実績を具体的に伝えること。

① 投票率低下の理由と啓発活動について

<質問>

先日行われた本市の市議会議員選挙の投票率は史上最低の37.16%でした。この憂慮すべき状況を市としては、どうとらえているのでしょうか。また、これまで市では投票率を上げるために、どのような啓発活動を行ってきたのでしょうか。

<答弁>

低投票率と選挙啓発についてお答えします。

本年4月に行われました本市議会議員選挙では、投票率が37.16%と、前回の投票率38.06%を下回り、議員御指摘のとおり、過去最低の投票率を更新する結果となりました。

その要因でございますが、一般的には天候や選挙の争点、候補者の顔ぶれなど、様々な要素が総合的に影響するものといわれております。ただ、本市に限らず、地方選挙の投票率は長期低落傾向が続いていることから、政治への関心が薄らいでいることも影響しているものと推察できます。

啓発活動につきましては、常時啓発と選挙時啓発がございますが、常時啓発の主なものとしては、成人式に新成人向けのリーフレットを配布して投票参加を呼び掛けています。また、小・中・高等学校の